

## 議 事 録

会 議 名	令和5年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和5年12月25日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保 泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和5年第12回定例総会を開会いたします。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、3番と4番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号63号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号63号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地2筆で、転用事業の内容は貸駐車場です。相模原市を拠点に物流サービスを展開している運送業者が、事業拡大により現在使用している車両置場及び資材置場が手狭となっていること、また、従業員数名が当該地近隣に居住しており業務効率がよいこと、さらに高速道路へのアクセスのよいこと等から、当該地を借用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：12月14日事務局職員と現地確認しました。当該地は夢庵から北へ200mほどの場所にあります。南北に民家がありますが、申請地と隣地の境には土留め及び低い塀を設置することですので、周囲への影響はないと考えますので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号63号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号64号及び65号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号64・65号を朗読）

（説明）当該地は田端地区にある農用地域内の農地2筆と、農業振興地域内農地7筆の合計9筆で、現況はすべて田です。議案番号64号は平成26年に、議案番号65号は平成28年に新規で利用権設定され、それぞれ今回が3回目の更新です。期間については3年間で、借り手はコンバインやトラクター、田植え機などを保有しており、当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：現地確認しました。借り手は以前からきちんと耕作されており、必要な農機具も所有しています。また、遊休農地になる恐れのある農地を借りて耕作されておりますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番：借り手はきちんと耕作されており、利用権設定については問題ないと思いますが、一点改善していただきたいことがございます。借りている農地沿いの水路や稲刈が終わったあと等、雑草が刈られていない状況が見受けられるので、草刈等の管理をしっかりと行ってほしいと思います。

事務局：借り手とは、利用権設定に伴う書類のやり取りがございましたので、その際に指導したいと思います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号64号及び65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号64号及び65号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号114号から116号の3件、日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号117号の1件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号118号から120号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり3件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

（特になし）

会 長：では、以上をもって、令和5年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会

	いたします。
資 料	1. 令和5年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和6年1月25日、承認・署名を得て確定しました。